

<令和5年度 習志野健康福祉センター運営協議会資料>

習志野保健所(健康福祉センター) 組織・事業概要説明

【Ⅰ 組織】

- 1 県内の保健所
- 2 当保健所の管轄
- 3 当保健所の組織

【Ⅱ 保健所事業】

- 1 医務・薬務、地域保健医療連携
- 2 結核・感染症
- 3 生活衛生
- 4 検査
- 5 精神保健
- 6 医療費助成事業

【Ⅲ 福祉・監査指導業務】

- 1 福祉業務
- 2 監査指導業務

【 I 組織 】

1 県内の保健所

保健所は、地域保健法第 5 条により県、政令指定都市及び中核市が設置し、県内には計 16 の保健所があります。

千葉県では平成 16 年の組織改正により、旧支庁で行っていた福祉・監査業務が保健所に移管されたため、事務所名を「保健所」から「健康福祉センター」に改称、令和 2 年 12 月以降は「保健所機能を有する機関であること」を県民にわかりやすく示すため、適宜「保健所(健康福祉センター)」の表記を使用していくこととしています。

名称	設置主体	施設数	設置地域
保健所 (健康福祉センター)	県	13	習志野、市川、松戸、野田、印旛、香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津、市原
保健所	市	3	【指定都市】 千葉市 【中核市】 船橋市、柏市

2 当保健所の管轄

当保健所の管轄は習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市の 3 市(※1)で、東葛南部保健医療圏(※2)に含まれています。管内 3 市の人口は 48 万人で、県総人口の 7.7%を占めます。

(※1)福祉業務の管轄は上記 3 市のほか船橋市が含まれます。監査業務の管轄は上記 3 市のほか市川市、浦安市、千葉市の一部の施設及び船橋市の一部の施設が含まれます。

(※2)医療法に基づく区域で「2 次保健医療圏」として病床の整備を図るべき地域的単位です。東葛南部保健医療圏は 6 市(市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市)から構成されます。



3 当保健所の組織

(1) 職員数

当保健所では、事務職 24 人、技術職 50 人、計 74 人の職員が各種業務に従事しています。

職 種		職員数 (人)
事務職		24
技術職	医師	2
	獣医師	4
	薬剤師	6
	保健師	15
	管理栄養士	6
	臨床検査技師	10
	診療放射線技師	1
	精神保健福祉相談員	5
合計		74

(令和5年10月2日現在)

(2) 業務

地域保健法に定めのある保健所としての事業の他、地域福祉課が福祉関係業務を、監査指導課が監査業務を行っています。

課名	業務内容
企画課	医務、薬務、献血、保健医療計画、統計調査、地域医療構想調整会議、保健所実習、災害医療
地域保健課	保健師関係指導、母子保健、成人・老人保健、健康支援、地域・職域連携、栄養改善、歯科保健、精神保健福祉、医療費助成（難病・小児等）
地域福祉課	民生委員・児童委員、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、障害者相談、DV相談、中核地域生活支援センター連絡調整会議
疾病対策課	結核予防、感染症対策、エイズ対策、被爆者援護
生活衛生課	食品衛生、動物、環境衛生（理美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場・民泊・プール等）
食品機動監視課	食品衛生（食品製造、集団給食等）
検査課	ウイルス検査、微生物検査
監査指導課	社会福祉法人、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）などの指導監査等

※ 内は「保健所」としての業務です。

(3) 鎌ヶ谷連絡所について

平成 15 年に船橋市が中核市に移行し、市保健所を設置したことに伴い、それまで船橋市と鎌ヶ谷市を管轄していた県船橋保健所が廃止され、鎌ヶ谷市区域が習志野保健所の管轄となりました。

習志野市・八千代市区域と、鎌ヶ谷市区域が船橋市区域を間に挟み袋地的な位置関係になることから、鎌ヶ谷市民の利便性を考慮し、鎌ヶ谷市総合福祉保健センター内に「習志野保健所鎌ヶ谷連絡所」を設置しました。

鎌ヶ谷連絡所では、各課の所掌事務に係る申請書類の預かり等を行っています。

【Ⅱ 保健所機能】

1 医務・薬務・地域保健医療連携

事業年報 P.16～31

(1) 医務・薬務に関わる立入検査等

当保健所管内では21の病院があります。毎年度、医療法第25条第1項及び地域保健法第6条の規定に基づき管内の医療機関に対して立入検査し、必要な指導を行っています。

立入検査対象	令和4年度実績
医療機関(病院)	計21件(立入9、書面12による)
薬事関係施設	計65件
（内訳）薬局・医薬品販売業者等の監視	60件
（内訳）毒物劇物販売業者等の監視	5件

(2) 薬物乱用防止対策

管内の薬物乱用防止指導員(29名)の協力を得て、地域啓発活動を実施しています。

また、「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、管内のけしの抜去を行っています。令和4年度は144本抜去しました(前年84本)。

(3) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

東葛南部地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び地域医療構想を推進するために必要な協議を行っています。

<令和4年度地域保健医療連携・地域医療構想調整会議>

対象地域	東葛南部2次保健医療圏 (市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市)
委員	習志野保健所・市川保健所及び船橋市保健所管内の関係者
テーマ	2025年に向けた医療機関毎の具体的対応方針について、病床機能再編支援事業、医師の働き方改革等。

(1) 日本における結核の課題

① 高齢化

令和4年の新登録結核患者 10,235 人のうち、60 歳以上が 4 分の 3 を占め、全結核患者の 3 割が 80 歳以上です。

② 外国生まれの患者

外国出生患者は前年から 99 人減少して 1,214 人となりましたが、前年から引き続き新登録結核患者数の約 1 割を占めています。特に 29 歳以下では 7 割を超えています。

③ 働き盛りの発見が遅れる

30～59歳の有症状菌喀痰塗抹陽性肺結核患者に限定すると受診が遅れた患者の割合は 32.4%となっています。

④ 大都市で多く発生

大都市ではホームレス、日雇い労働者、外国出生者などが要因になり、罹患率が高くなっています。

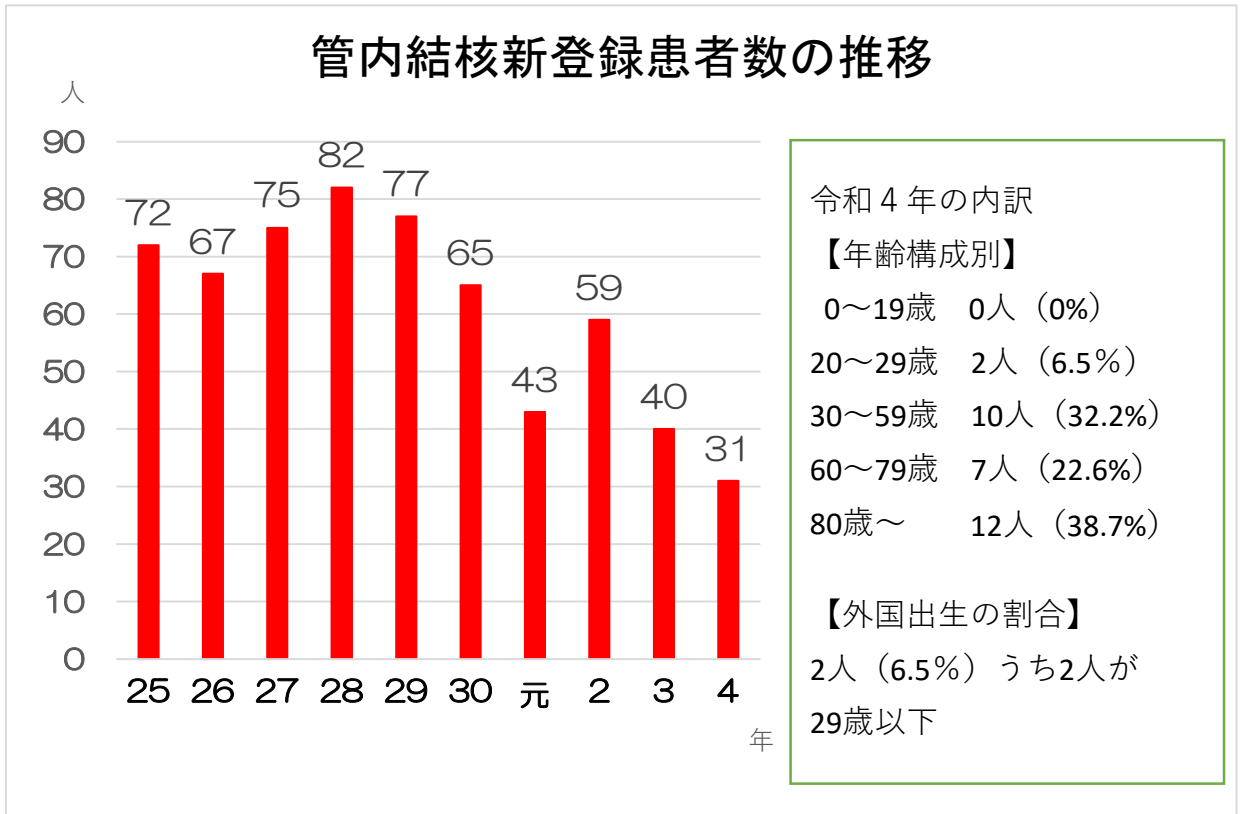
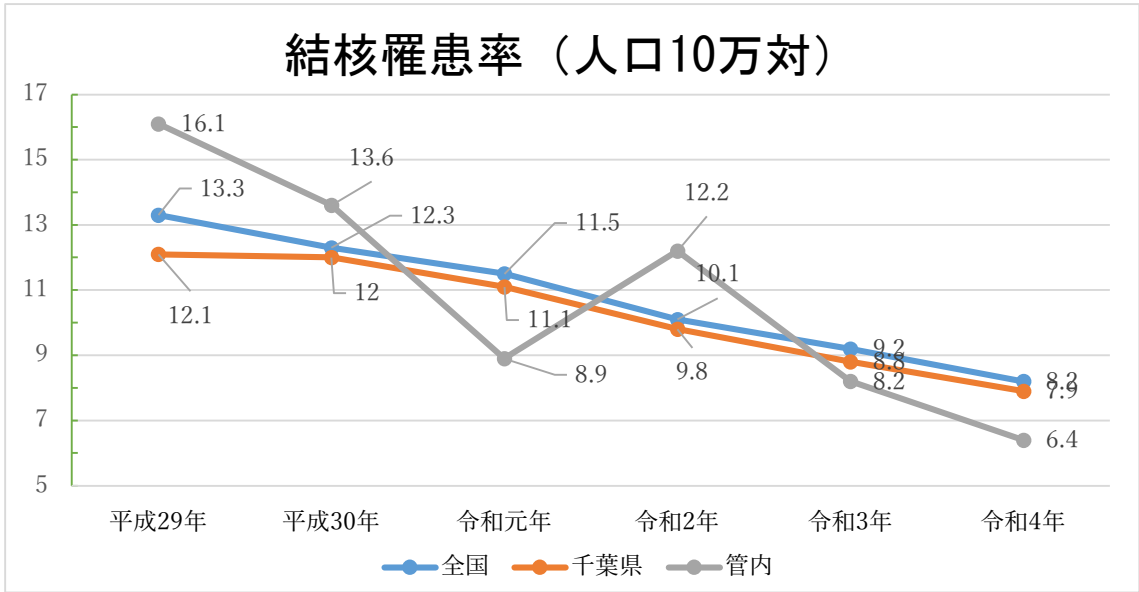
(2) 結核罹患率及び患者数の推移

日本の結核の罹患率は減少しており、千葉県も減少傾向にありますが、管内においても減少しています。管内では前年比で1.8ポイント減少しています。

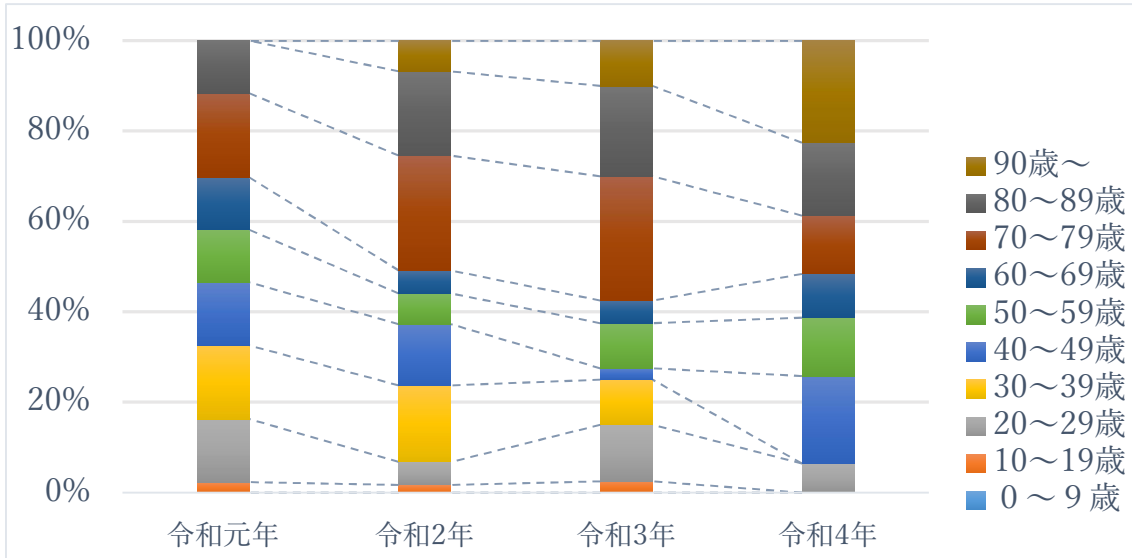
管内の結核新登録患者数は、令和4年は前年比で9人減少し31人となっています。年齢別にみると、30歳～59歳の働き盛りの世代が全体の約30%、60歳以上の高齢者が全体の約60%を占めています。

また、外国生まれの患者数は2人で管内の患者数の6.5%であり、うち2人が29歳以下でした。

結核罹患率：1年間に発病した結核患者数を人口10万対で表したもの。
千葉県では2020年までに罹患率10以下（低蔓延国化）を達成することを目標としています。



管内の結核新登録患者(年齢階級別割合)



(3) 罹患率を 10 以下にするための取り組み

① 高齢者が所属する集団への啓発

高齢者は特に、自覚症状が少ないなど、受診や診断の遅れにつながりやすい特徴があります。シルバー人材派遣、公民館活動などに対してその場に出向き、接触者健診の御案内とともに結核に関する講習会を実施しています。

② 若年の外国出生者が所属する集団への啓発

外国人技能訓練校、日本語学校などで結核についての講習会やポスターの掲示を行っています。

③ DOTS 事業

DOTS = WHO が結核の早期制圧を目指して提唱した包括的な治療戦略
(Directly Observed Treatment, Short Course)

DOTS とは、投薬時に患者の服薬を直接確認することで必要な服薬治療を完遂し、確実に結核を治癒させる方法です。結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的としています。

長期間、規則的に服薬を続けることは非常に難しいことであり、誰もが服薬中断の可能性のあることを十分認識したうえで、患者中心の DOTS を実施しています。

(4) 習志野保健所管内感染症情報の配信

管内の感染症発生状況・感染症予防のための知識等について資料を作成し、平成26年5月からメールマガジン形式で医療機関、学校、市などに週に1回配信しています。

【登録状況】 計264機関(R5.8.31現在) ※昨年276機関

医療機関(医師会・薬剤師会・病院・薬局等) :179

市関係(市教育委員会・市担当課・市消防本部等) :12

その他施設(保育園・社会福祉施設・学校等) :73

<習志野保健所管内感染症情報>

週報 第36週 2023年9月4日～9月10日

全数報告 (管内の患者報告数) *発生届受理日で集計しています。
 2類：結核3名(すべて20代男性)
 3類：腸管出血性大腸菌感染症(40代男性)
 5類：梅毒(20代男性)

☆県内の感染症患者の発生状況等の詳細については下記県ホームページを御参照ください。
 ■千葉県 疾病対策課 <https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/>
 ■千葉県感染症情報センター 千葉県結核・感染症通報 <https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsi/index.html>

【新型コロナウイルス感染症の発生状況】

新型コロナウイルス感染症 定点報告

習志野保健所管内：報告数400人(前週381人)、定点当たり報告数26.67人(前週25.40人)
 県全体：報告数5600人(前週5879人)、定点当たり報告数27.45人(前週28.68人)

2023年第36週の県全体の定点当たり報告数は、前週の28.68人から減少し、**27.45人**でした。
 地域別では特に市原(40.55)、君津(38.77)、松戸(32.55)保健所管内で患者報告数が多かったです(図)。
 また、先週に引き続き、通所施設、入所施設、医療機関等での集団発生の報告があります。職員や利用者の体調確認、手指衛生の実施や換気、食事のテーブルでは可能な範囲で距離を保つなどの感染対策をお願いします。

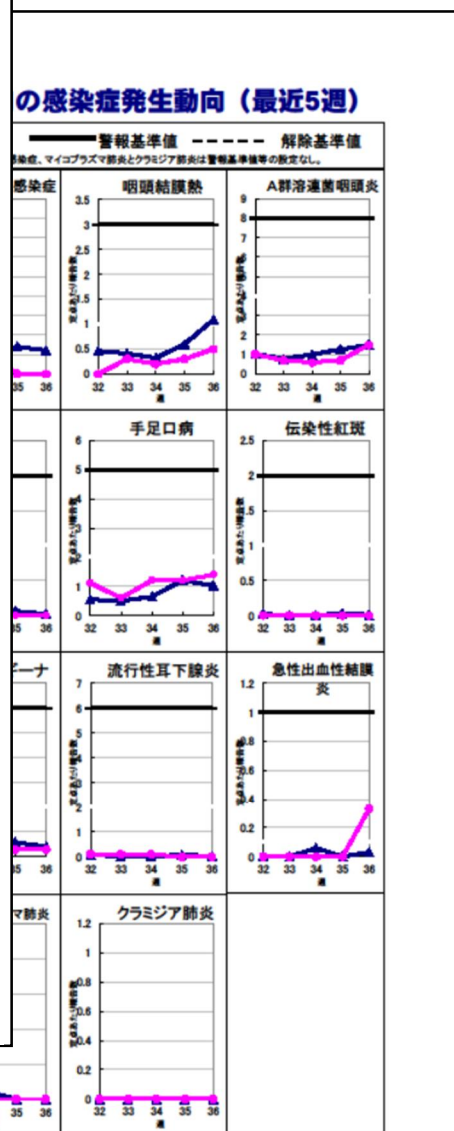
図：直近5週間の県内 COVID-19 定点当たり報告数の推移(保健所別)

【今週の注目疾患】

《インフルエンザ》

2023年第36週の県全体のインフルエンザの定点当たり報告数は、**前週の4.20(人)**から増加して**8.58(人)**となりました。第36週時点では、**過去5年間で最も定点当たり報告数が多い**(図1)、今後の発生動向に注意が必要です。2023年第36週に報告のあった計1,751例のうち、1,628例の迅速診断結果を報告いただきました。1,628例の内訳は、A型1,517例(93.2%)、B型7例(0.4%)、型非鑑別キットで陽性104例(6.4%)であり、**A型**が多かったです。

図1：県内のインフルエンザの定点当たり報告数



(1) 食中毒対策

食中毒が発生した場合、疫学的調査を実施し、拡大防止・再発防止を図ります。

管内の食中毒発生状況

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和 3 年	令和 4 年
発生件数	0	0	0	0	1
患者数	0	0	0	0	28
原因物質	—	—	—	—	カンピロバクター
原因施設	—	—	—	—	給食

(2) 食品衛生に係る業務

食品等の安全性を確保するため、生活衛生課と食品機動監視課が連携し、施設の監視を行っています。食品機動監視課は、広域流通食品等事業者(卸売市場、大規模小売店舗、大規模食品製造施設等)や特定給食施設を対象に、重点的な監視指導を実施しています。

食品衛生に係る業務(令和4年度実績)

業務	実績	担当課
食品営業の許可	許可施設数	4,112 件
	届出施設数	1,600 件
	計	5,712 件
施設の監視	許可施設の監視件数	945 件
	届出施設の監視件数	190 件
	計	1,135 件
衛生教育	衛生教育実施回数	11 回
	受講者数	966 人

許可施設：公衆衛生に与える影響が著しい 32 業種で、施設基準が定められ許可がないと営業できない施設(飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業など)

届出施設：公衆衛生に与える影響が少ない業種(弁当販売業・野菜果物販売業・食料・飲料販売業など)

(3) 食品衛生法の改正について

① HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化

平成 30 年 6 月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 6 月 1 日から HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った衛生管理の制度化が施行されました。HACCPとは衛生管理の手法であり、原材料の入荷から製品の出荷までの全工程において、食品等事業者自らが検査・確認・記録を行うことにより、食中毒汚染・異物混入等をなくすための管理方法です。

令和 3 年 6 月 1 日から完全施行となりました。

従来の衛生管理



HACCP方式による衛生管理



②営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設(令和3年6月1日～)

要許可業種として政令で定める業種(製造業・販売業・飲食業等)に対して許可を必要としていましたが、実態に応じた許可制度にするため、要許可業種が現行の34業種から再整理(新設・統合・廃止等)されて32業種に変更となりました。また、要許可業種以外の業種でも、温度管理等が必要な包装食品等の販売業・保管業等は「要届出業種」として届出対象となりました。営業許可・届出対象事業者は、令和3年6月1日以降、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務となりました。

(4)動物に係る業務

狂犬病予防法に基づき犬による侵害防止対策と、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき動物愛護管理事業を遂行しています。

犬による侵害防止対策として、管理者のいない犬や係留されていない飼い犬に対し、動物愛護センターと連携して捕獲などの措置を講じ、こう傷事故の未然防止に取り組んでいます。

動物愛護管理事業として、飼い犬、飼い猫などの愛玩動物に関する苦情や相談を受け付け、通報された事案について状況確認を行い、必要に応じて飼い主等に対し指導を実施しています。また、動物取扱業者に対し、施設の登録・監視指導を行っています。

(5)環境衛生に係る業務

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく確認、許可及び監視指導業務を行うとともに、営業者自らによる自主管理体制の強化を図り衛生管理の向上に努めています。

特に公衆浴場及び旅館・ホテル等入浴施設の適正管理推進のため、レジオネラ属菌対策の実施に係る指導を強化しています。

また、特定建築物、建築物における登録事業、動物の飼養又は収容施設、遊泳用プールの衛生管理については法律、条例、要綱等に基づき監視、指導を行っています。

住居衛生に関しては、衛生害虫防除等に関する相談に応じています。

4 検査

事業年報 P.135～142

検査課は、13 か所の保健所のうち、7 か所に設置されています。当保健所では、市川保健所の管内である市川市、浦安市についても検査業務を行っています。

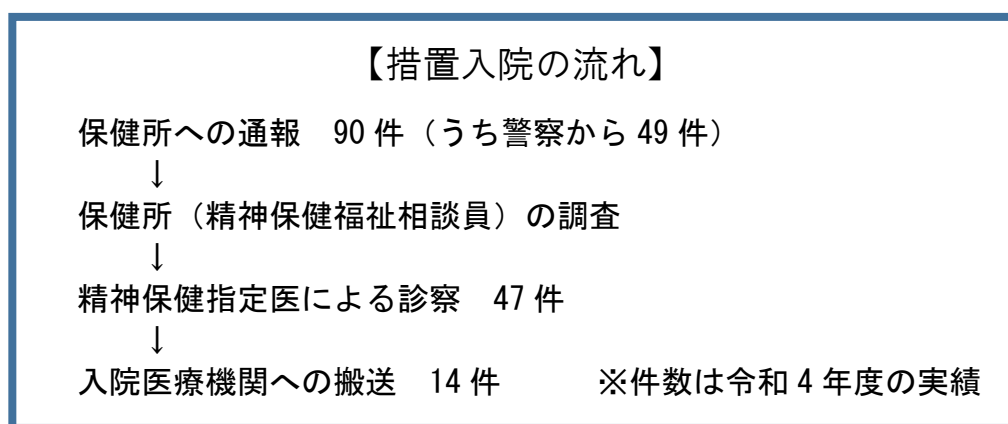
検査実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平常時の腸内細菌検査数	4,163	3,472	3,545
（内訳）習志野保健所	2,489	1,786	2,067
市川保健所	1,674	1,686	1,478
感染症に関する検査数	90	183	87
（内訳）習志野保健所	20	24	25
市川保健所	70	159	62
新型コロナウイルスに関する検査数	15,154	17,977	2,709
（内訳）習志野保健所	13,118	8,927	717
市川保健所	2,036	9,050	1,992
食中毒に関する検査数	2,775	3,755	5,748
（内訳）習志野保健所	912	386	1,030
市川保健所	1,863	3,369	4,718
食品検査に関する検査数	86	367	727
（内訳）習志野保健所	—	285	151
市川保健所	86	82	576
HIV 抗体検査数	— ※	— ※	— ※
（内訳）習志野保健所	—	—	—
市川保健所	—	—	—

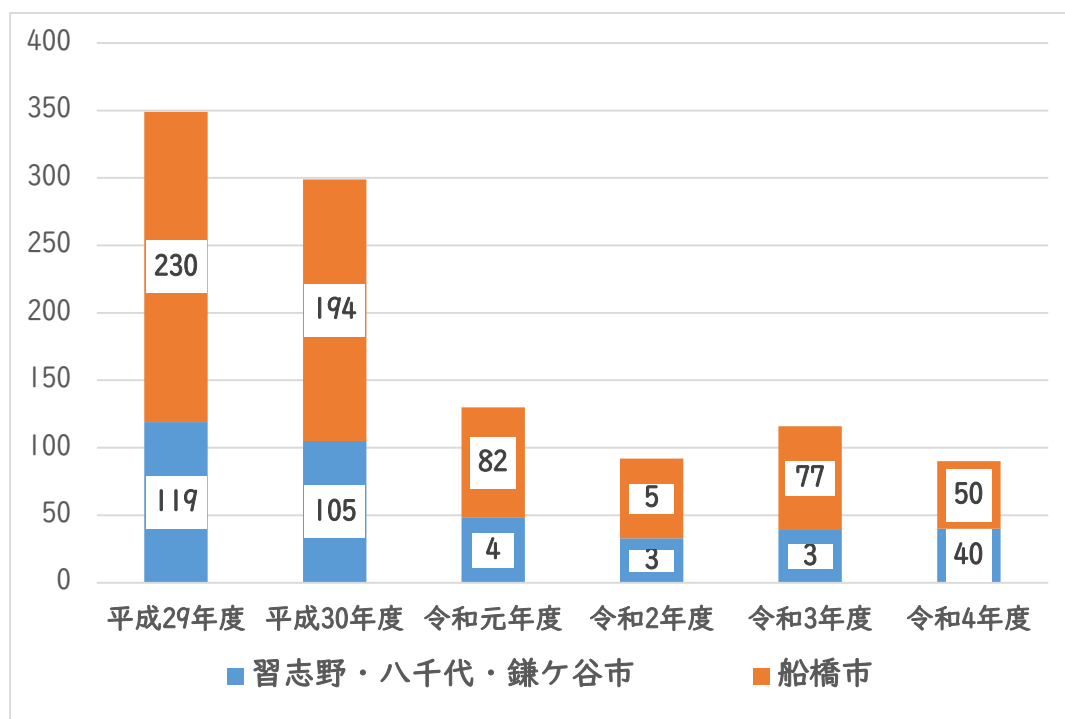
※HIV 等の性感染症に関する検査は、新型コロナウイルス感染症対応のため、令和2年度から令和4年度まで中止しています。

(1) 精神障害者の措置入院について

措置入院とは、精神保健福祉法第 29 条に定める入院形態のひとつです。対象者は、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者であり、千葉県知事が命じた精神保健指定医2名の診断の結果が「措置入院を要する」と一致した場合、措置入院となります。



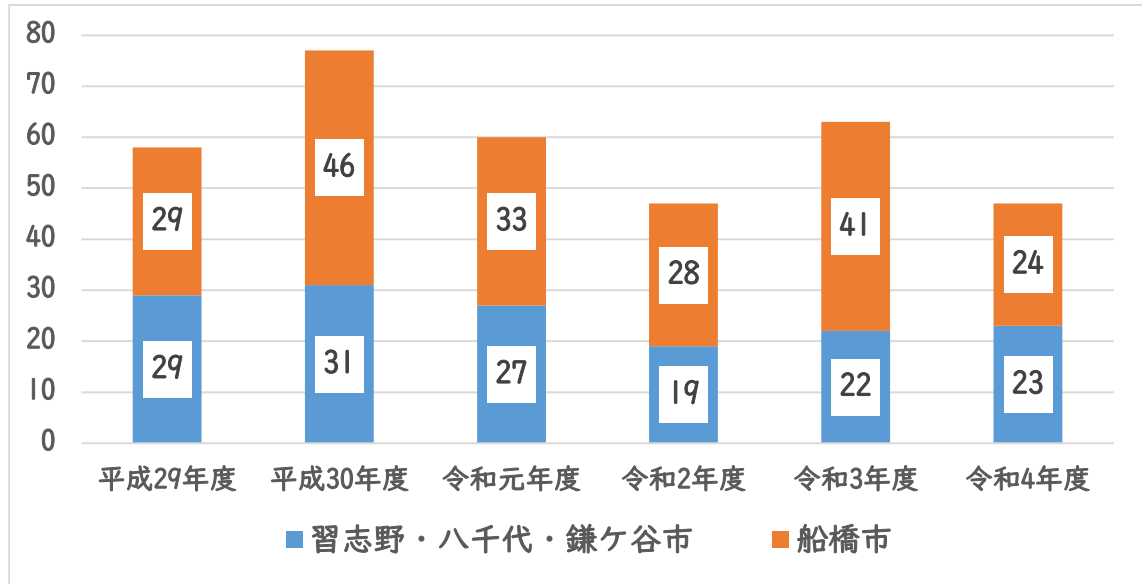
(2) 当保健所管内の通報件数（習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市と船橋市）



※中核市である船橋市は措置業務の権限がないため、船橋市も当保健所の管轄となります。

(3) 当保健所管内の措置診察件数

(習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市と船橋市)



6 医療費助成事業

事業年報 P.36～39、P.61～78

(1) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険の適用がなく高額な医療費がかかる特定不妊治療について、治療に要する費用の一部を助成しています。令和4年度の申請件数(延件数)は406件です。

令和4年4月から医療保険適用となり、その移行支援分として、令和4年3月31日以前に開始した1回の治療が助成対象となります。

(2) 小児慢性特定疾病医療費支援事業

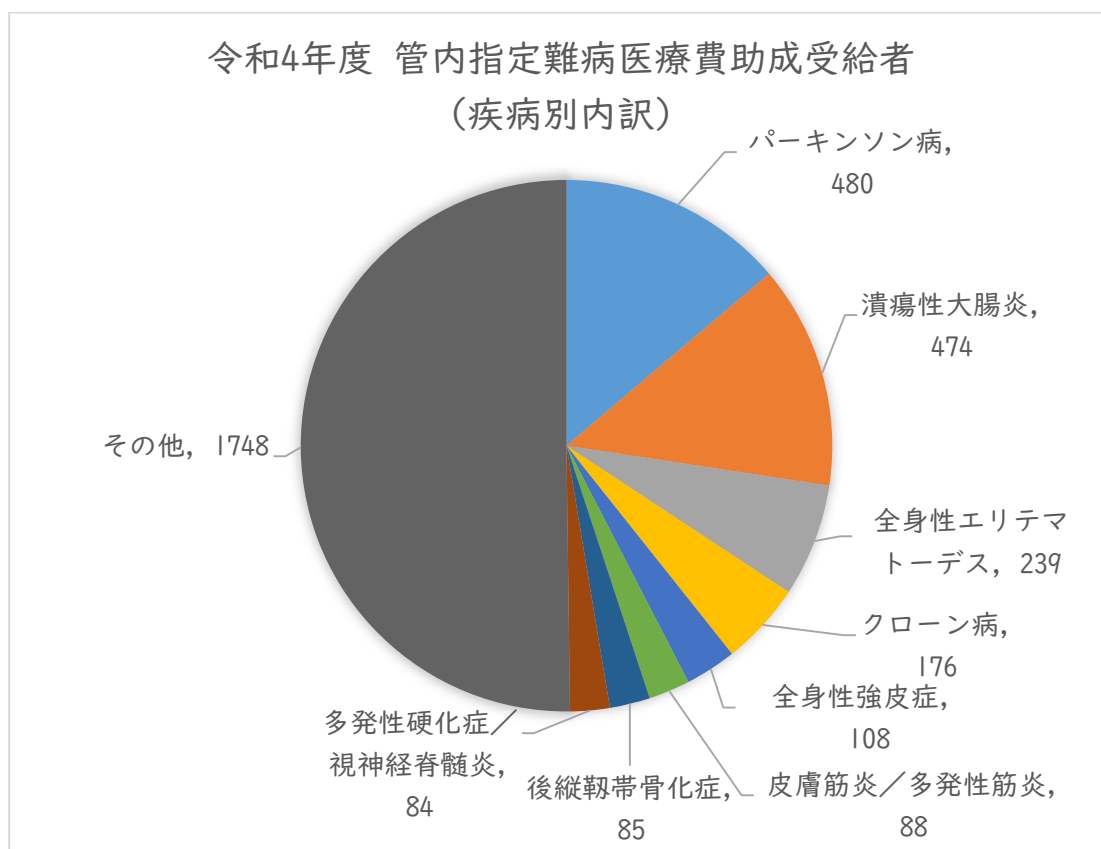
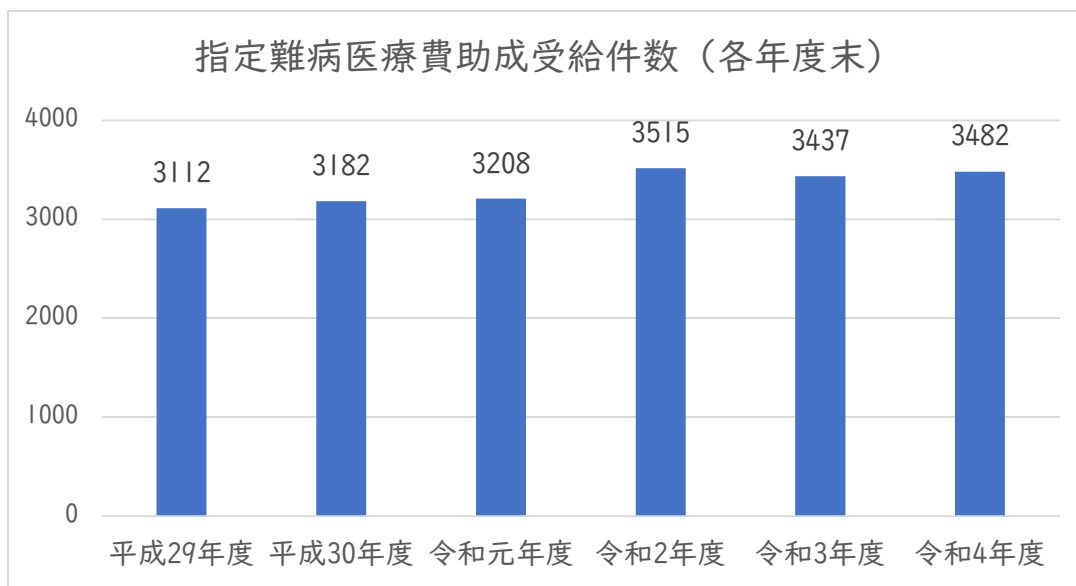
小児慢性特定疾病医療費の一部を助成しています。

対象疾患は、16疾患群788疾病で、令和5年3月末の助成受給者は373人です。

(3) 指定難病医療費助成

指定難病医療費の一部を公費負担する制度です。

対象疾患は、338 疾患で、令和 5 年 3 月末の受給者は 3,482 人です。



【Ⅲ 福祉・監査指導業務】

1 福祉業務

事業年報 P.81～91

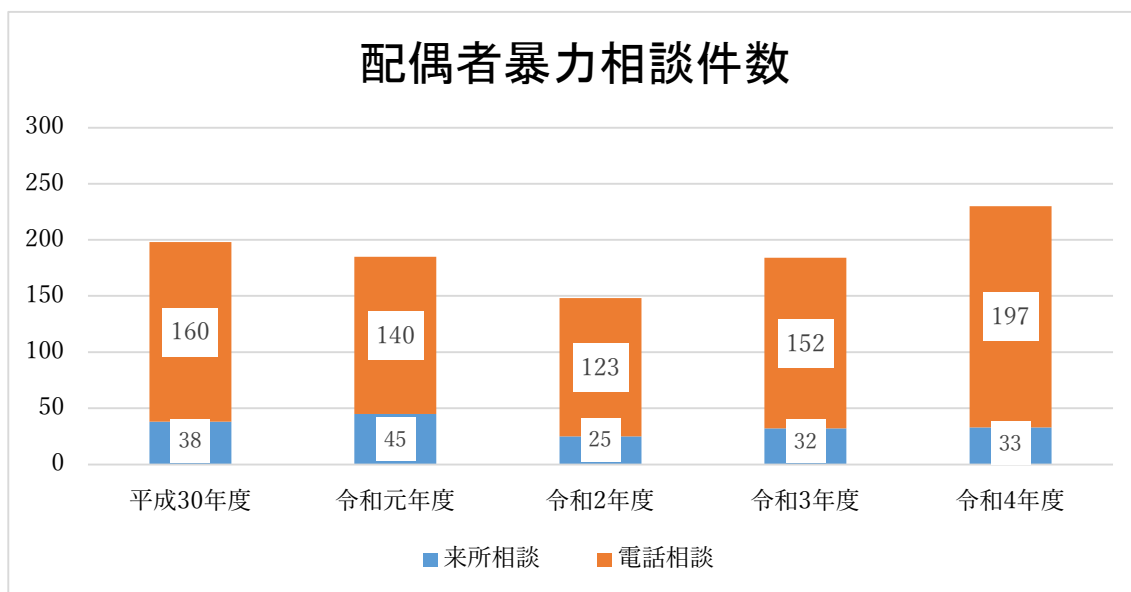
(1) 母子・父子・寡婦福祉資金

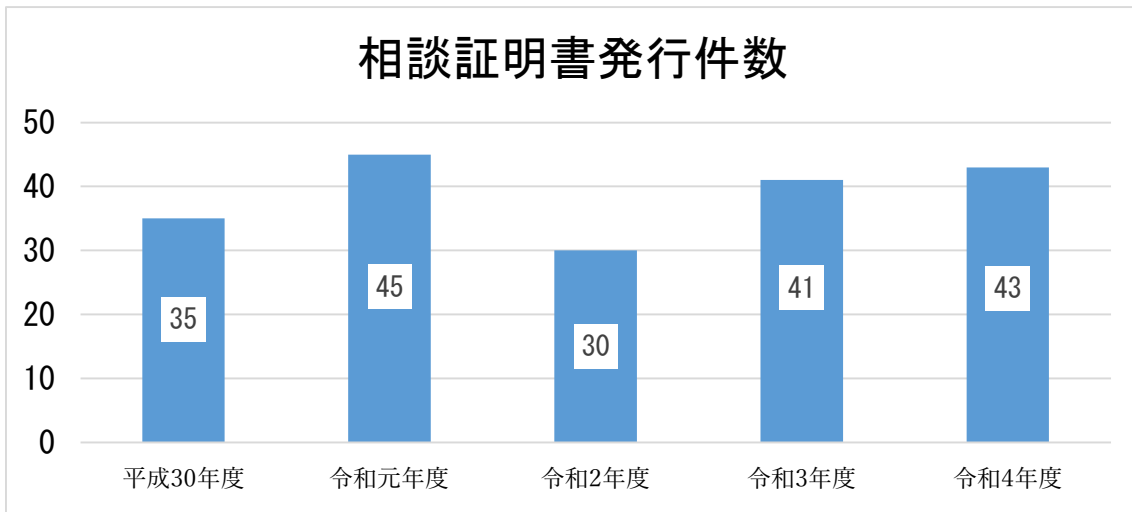
貸付金のほとんどは、高校・大学・専門学校等の授業料を対象とする「修学資金」と入学金等を対象とする「就学支度資金」です。貸付申請が減少している理由として、高校授業料の実質無償化や、貸付ではなく返還不要な給付型奨学金の実施等の影響が挙げられます。

	貸付合計		うち修学資金		うち就学支度資金	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
平成30年度	46	31,043,400	42	29,903,400	4	1,140,000
令和元年度	31	23,231,000	30	22,922,400	1	308,600
令和2年度	22	17,703,816	21	16,377,316	0	0
令和3年度	20	14,160,708	9	9,572,358	3	958,000
令和4年度	9	7,398,300	8	6,488,000	2	910,300

(2) 配偶者暴力相談支援事業

健康福祉センターは、配偶者暴力相談支援センターとして相談事業を行っています。また、管内市及び警察等、関係機関との連携を強化して、被害者からの相談に対応しています。





2 監査指導業務

事業年報 P.152～154

平成 16 年 4 月、組織改正により県内 5 か所の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人の運営・会計管理の指導監査、社会福祉施設等の運営・会計管理及び入居者処遇の指導監査、認可外保育施設の立入調査、有料老人ホームの立入検査、介護保険指定事業等の実地指導を行っています。

当センターの監査対象地域は、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、千葉市、船橋市、市川市、浦安市の計 7 市です。監査対象となる社会福祉法人、社会福祉施設、老人ホーム、保育所等は計 2,727 か所(令和4年度末現在)です。

令和4年度の監査計画数は 922 か所で、実施数は 609 か所(新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による監査等を含め実施率は 66.1%)となっています。